

(平成21年12月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から52年12月まで

私は、昭和49年4月からA市にある会社で長距離トラックの運転手をしており、52年12月末に身体を壊して実家のあるB町に帰るまでは、国民年金保険料を納付していた。

若いころのことなので、国民年金保険料額はよく憶えていないが、A市から送られてきた納付書で同市役所か金融機関で間違いなく納付しており、督促を受けたことは無いので、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間直前の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料の納付記録は、申立人が社会保険事務所に照会するまでは、国民年金の未加入期間とされていたが、申立人が所持している昭和49年度国民年金保険料納付通知書兼領収書（昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料を同年10月12日に金融機関で納付）、及びA市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿兼検認カード（以下、「被保険者名簿」という。）の記録により納付事実が判明し、平成19年12月4日付けで記録が訂正されているほか、A市の被保険者名簿には、申立人が昭和48年3月1日付けで国民年金被保険者資格を喪失してから、被保険者資格を再取得した記載は無いが、申立人の所持する国民年金手帳には、申立人が49年4月10日にA市で住所変更を行っている記載が確認できる上、A市からは、「再取得記録の記載漏れであり、申立期間中において申立人は国民年金の未加入者ではなく、国民年金被保険者である。」との証言が得られたことから、行政側の記録管理が適正に行われていなかったもの

と考えられる。

また、A市では、申立人に対して、「申立期間中も納付書を発行しており、当時は、国民年金保険料の未納者に対しては納付督促を毎月行っていた。」と回答しているところ、申立人は、A市に住んでいたときは、国民年金保険料を間違いなく納付しており、督促を受けたことは無いと主張している上、申立人が身体を壊してB町に帰るまでは、勤務先の異動や生活状況等に大きな変化は見られないことなどを踏まえると、申立期間直前の昭和49年度の保険料を納付しながら、申立期間の保険料を納付しなかったものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年3月まで

国民年金に加入する手続は父親が行い、国民年金保険料は主にA町役場B支所で納付していた。

申立期間の翌年度にC市の職業訓練校に入学しており、同校に在学している間も国民年金保険料を納付しているのに、申立期間の保険料を納付していないはずがない。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間は12か月と比較的短期間である上、国民年金の加入期間において、申立期間以降に国民年金保険料の未納が無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の前後の任意加入者の資格取得日から昭和59年10月ころと推認され、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間以降の国民年金保険料を納付しながら、申立期間の保険料のみを未納のままとしていたとは考え難い。

さらに、社会保険庁の記録から、申立人の国民年金被保険者資格が、昭和60年3月30日付けで59年4月1日に喪失とされ、申立期間が未納期間から未加入期間へと変更されていることが確認できるが、申立期間において、申立人が他の公的年金制度に加入するなどの国民年金被保険者資格を喪失する理由は無く、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和32年4月2日、資格喪失日は同年5月18日、B社における資格取得日は32年6月17日、資格喪失日は同年10月10日、C社における資格取得日は33年1月1日、資格喪失日は同年3月1日、資格取得日は同年4月9日、資格喪失日は同年11月1日、D社における資格取得日は同年11月1日、資格喪失日は34年8月28日、E社における資格取得日は36年6月1日、資格喪失日は37年3月29日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和32年4月は9,000円、同年6月から同年9月までは1万2,000円、33年1月から同年2月までは1万4,000円、同年4月から同年9月までは1万2,000円、同年10月は1万4,000円、同年11月から34年7月までは1万2,000円、36年6月から37年2月までは2万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 男
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和5年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ① 昭和24年9月1日から28年9月1日まで
② 昭和28年9月1日から31年9月1日まで
③ 昭和31年9月1日から35年9月1日まで
④ 昭和35年9月1日から36年9月1日まで
⑤ 昭和36年9月1日から37年3月1日まで
⑥ 昭和37年3月1日から38年3月1日まで
⑦ 昭和38年3月1日から同年7月1日まで
⑧ 昭和38年7月1日から39年7月1日まで
⑨ 昭和39年7月1日から同年10月1日まで
⑩ 昭和39年10月1日から40年1月1日まで
⑪ 昭和40年1月1日から42年1月1日まで
⑫ 昭和42年1月1日から43年1月1日まで
⑬ 昭和43年1月1日から46年1月1日まで

- ⑭ 昭和46年1月1日から47年1月1日まで
- ⑮ 昭和47年1月1日から48年1月1日まで
- ⑯ 昭和48年1月1日から50年1月1日まで
- ⑰ 昭和50年1月1日から51年1月1日まで
- ⑱ 昭和51年1月1日から52年1月28日まで

申立期間①から⑪までについては、炭鉱で坑道を組み立てる仕事に従事しており、F炭鉱（申立期間①）、G炭鉱（申立期間②）、H炭鉱（申立期間③）、I炭鉱（申立期間④）、J炭鉱（申立期間⑤）、K炭鉱（申立期間⑥）、L炭鉱（申立期間⑦）、M炭鉱（申立期間⑧）、N炭鉱（申立期間⑨）、O炭鉱（申立期間⑩）、P炭鉱（申立期間⑪）で、各炭鉱の下請け会社に所属していた。

G炭鉱、H炭鉱、I炭鉱については、同じ地区から移動した記憶は無いので、同じ炭鉱であったかもしれない。また、K炭鉱での下請け会社の名前は「C社」であり、P炭鉱での下請け会社の名前は「E社」であったと記憶しているが、このほかの下請け会社の名前は記憶に無い。

申立期間⑫から⑰までについては、季節雇用者として、製材会社で飯場に住み込み、丸太を伐採する仕事をしており、Q社（申立期間⑫）、R社（申立期間⑬）、S社（申立期間⑭）、T社（申立期間⑮）、U社（申立期間⑯）、V社（申立期間⑰）に勤務していた。また、それぞれの会社の事務員や同僚の名前を記憶している。

申立期間⑱については、W社で勤務し、工場で就労していたが、上司、同僚等の名前は憶えていない。

いずれの申立期間についても、年金手帳をもらったことや、健康保険証を持っていた記憶は無いが、勤務していたので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名の者（ただし、生年月日の月日が異なる。以下、仮にX氏という。）が、昭和32年4月2日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年5月18日に喪失していることが確認でき、当該者の種別は「3」（坑内員）と記載されているところ、厚生年金保険被保険者名簿における当該事業所の所在地は「M炭鉱」と記載されており、申立人は、M炭鉱に勤務していた旨供述している。

また、社会保険事務所が保管するB社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓の者（ただし、名の一部及び生年月日の月日が異なる。以下、仮にY氏という。）が、昭和32年6月17日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年10月10日に喪失していることが確認でき、当該者の種別は

「3」（坑内員）と記載されているところ、申立人は、当該期間当時に、Z町に所在する炭鉱に勤務していた旨供述している。

さらに、社会保険事務所が保管するC社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓の者（ただし、名の一部及び生年月日の月日が異なる。以下、仮にAA氏という。）が、昭和33年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年3月1日に喪失していること、及び同年4月9日に被保険者資格を取得し、同年11月1日に喪失していることが確認でき、当該者の種別は、いずれも「3」（坑内員）と記載されているところ、申立人は、K炭鉱で勤務していた旨、及びK炭鉱での下請け会社の名前について「C社」であった。」と供述している。

加えて、社会保険事務所が保管するD社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓の者（ただし、名の一部及び生年月日の月日が異なる。以下、仮にAB氏という。）が、昭和33年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、34年8月28日に喪失していることが確認でき、当該者の種別は「3」（坑内員）と記載されているところ、厚生年金保険被保険者名簿における当該事業所の所在地は「K炭鉱」であり、申立人は、K炭鉱で勤務していた旨供述している。

また、申立期間④、⑤及び⑥について、社会保険事務所が保管するE社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓の者（ただし、名の一部及び生年月日の月日が異なる。以下、仮にAC氏という。）が、昭和36年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、37年3月29日に喪失していることが確認でき、当該者の種別は「3」（坑内員）と記載されているところ、厚生年金保険被保険者名簿における当該事業所の所在地は「P炭鉱」であり、申立人は、P炭鉱で勤務していた旨、及びP炭鉱での下請け会社の名前について「E社」であった。」と供述している。

さらに、申立人は、「自分の名前を間違われたことがあった。」、「当時は、自分の誕生日を別の日（3月26日）と思い込んでいた。」と述べている上、厚生年金保険の記録は65歳に到達しているにもかかわらず、X氏、Y氏、AA氏、AB氏及びAC氏の記録は基礎年金番号に統合されていないことから、これらの記録は、申立人に係るものであると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が、昭和32年4月2日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出及び同年5月18日に被保険者資格を喪失した旨の届出、同年6月17日に被保険者資格を取得した旨の届出及び同年10月10日に被保険者資格を喪失した旨の届出、33年1月1日に被保険者資格を取得した旨の届出及び同年3月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出、同年4月9日に被保険者資格を取得した旨の届出及び同年11月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出、同日に被保険者資格を取得した旨の届出及び34年8月28日に被保険者資格を喪失した旨の届出、並びに36年6月1日に被保

険者資格を取得した旨の届出及び37年3月29日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和32年4月については、申立人のA社における社会保険事務所の記録から9,000円、同年6月から同年9月までについては、申立人のB社における社会保険事務所の記録から1万2,000円、33年1月及び同年2月については、申立人のC社における社会保険事務所の記録から1万4,000円、同年4月から同年9月までについては、申立人の同事業所における社会保険事務所の記録から1万2,000円、同年10月については、申立人の同事業所における社会保険事務所の記録から1万4,000円、同年11月から34年7月までは、申立人のD社における社会保険事務所の記録から1万2,000円、36年6月から37年2月までについては、申立人のE社における社会保険事務所の記録から2万円とすることが妥当である。

- 2 一方、1において判明した厚生年金保険の加入期間を除く、申立期間①から⑩までについて、申立人は、勤務していたとする炭鉱の下請け会社の名称及び勤務期間を明確に記憶しておらず、申立事業所を特定することができない上、申立人が記憶していた同僚等についても、該当者を特定できなかった。

さらに、J炭鉱（申立期間⑤）、N炭鉱（申立期間⑨）については、経済産業局提出の資料によれば、申立人が主張する勤務期間当時には既に閉山となっており、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間⑫について、元従業員の証言から、期間の特定はできないものの、申立人が、申立期間当時においてQ社に、季節雇用の林業労働者（伐採担当）として就労していたことはうかがえる。

しかしながら、連絡の取れた総務担当の元従業員、経理担当の元従業員及び製材工場の元従業員は、「社会保険に加入していたのは事務員と製材工場の勤務者、トラックの運転手などであり、山で働く季節雇用の林業労働者は社会保険には加入していなかった。」と証言しており、元従業員の証言から、季節雇用の林業作業員は冬期間（秋から翌年の春まで）に勤務していたものと考えられるところ、申立期間における厚生年金保険被保険者資格の取得者（14人）のうち、秋から春までの加入期間となっている者は見当たらないことを踏まえれば、申立期間当時、同社では、季節雇用の林業労働者については厚生年金保険に加入させる取扱いとしていなかったものと考えられる。

また、申立期間における厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は見当たらず、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間⑬について、元従業員の証言から、期間の特定はできないものの、

申立人が申立期間当時において、Q社に季節雇用の造林作業員として就労していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人は、季節雇用者として就労していた旨述べているところ、事務担当の元従業員は、「(季節雇用の)造林作業員の給料は出来高払いであった。私は、伐採した数量とそれに対する給料計算をして、会計担当に計算書を提出する仕事をしていた。社会保険に加入していたのは、事務所と製材所で働いていた従業員だけで、造林関係の出来高払いの従業員は社会保険に加入していなかった。」と証言しており、別の事務担当の元従業員は、「私は、造材部門の一般事務をしていたが、造材部門の作業員(季節雇用者)の賃金は出来高払いだった。事業所は製材部門と造材部門に分かれており、製材部門の職員及び臨時職員は社会保険に加入していたが、造材部門の作業員(季節雇用者)については、社会保険には加入していない。」と証言しており、申立期間当時、同社では、すべての季節雇用の造林作業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

また、申立期間における厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は見当たらず、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間⑭について、元従業員の証言から、期間の特定はできないが、申立人が申立期間当時において、S社に季節雇用者として就労していたことはうかがえる。

しかしながら、経理担当の元従業員は、「申立てのような(1月から12月までの)雇用形態は無かった。伐採担当として雇用する場合には、11月か12月ころから、翌年の3月か4月ころまでの冬場の季節雇用であった。製材所等で勤務していた従業員は、昭和47年か48年ころから厚生年金保険に加入させていたが、(申立人のような)飯場で住み込みで働く人は、賃金の良いところを渡り歩く「流れ者」と呼んでおり、15人くらいいたが、社会保険には加入していない。」と証言しているところ、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した者は6人だけであることを踏まえると、申立期間当時、同社では、季節雇用者を厚生年金保険に加入させない取扱いとしていたものと考えられる。

また、申立期間における厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は見当たらず、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間⑮(T社)、申立期間⑯(U社)及び申立期間⑰(V社)について、社会保険事務所の保管する適用事業所名簿及び社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、「T社」、「U社」及び「V社」が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できず、また、当該3事業所の商業登記簿謄本も得られなかった。

また、申立人が当該3事業所における同僚として記憶している者についても、該当者を特定することはできず、このほか、当該3事業所の存在、及び

申立期間における申立人の勤務の実態について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑱について、申立人は、昭和51年1月1日から52年1月28日までの期間においてW社の工場に勤務していたと主張しているが、申立期間において厚生年金保険の加入記録のある元従業員からは、申立人を記憶している旨の証言は得られず、このほか、申立人の勤務の事実について確認できる人事記録等の資料も得られなかった。

また、工場勤務の元従業員は、「工場で働いていれば全員知っているが、申立人は知らない。短期間の就労者であれば、忘れたのかもしれない。」と証言しているところ、社会保険事務担当の元従業員は、「季節雇用者や造林作業員は社会保険に加入していなかった。」と証言しており、元従業員の証言から、申立期間当時に季節雇用者は20人程度いたと考えられるところ、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した者は14人となっていることを踏まえれば、申立期間当時、同社では、季節雇用の作業員を厚生年金保険に加入させない取扱いとしていたものと考えられる。

また、申立期間における厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は見当たらず、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間⑫から⑱までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、厚生年金保険被保険者として申立期間⑫から⑱までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案329

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年5月1日から12年4月29日まで

申立期間において、代表取締役である自分の役員報酬は月額66万円程度であった。当時、社会保険料の滞納は無かったので、社会保険事務所に相談したこともなく、記録訂正の手続を行ったこともない。

社会保険事務所の行った訂正処理は適正なものではないので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成12年4月29日に適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、同社が適用事業所ではなくなった後の同年5月2日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額(59万円)が、11年5月1日までさかのぼって30万円に訂正されていることが確認できる。

また、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人のほかに、申立人の妻(取締役)についても、平成12年5月2日付けで標準報酬月額の減額訂正が行われており、当該二人に係る標準報酬月額の訂正処理により減額された社会保険料は、A社が適用事業所ではなくなる当時において納付すべき保険料額の約1か月分に相当するものと考えられるところ、申立人及び申立人の妻は、「社会保険料は、最後までB信用金庫の預金口座から引き落とされていたので、滞納は一切無かった。」と主張している。

しかしながら、B信用金庫提出の要求性取引明細一覧表によれば、A社が適用事業所ではなくなる日の前の月(平成12年3月)の社会保険料が口座から引き落とされた記録は見当たらない上、元従業員は、「平成12年4月ごろの給与は一部しか支払われなかった。」と証言していることを踏まえると、当時滞納

があったことがうかがえ、当該訂正処理は、未納となった社会保険料の整理のために行われたものと推認され、代表取締役である申立人が、社会保険料の納付状況及び当該訂正に係る届出について承知していなかったとは考え難く、当該訂正処理においても、申立人の一切の関与も無しに、無断で処理がなされたものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が、当該標準報酬月額の減額処理が有効でないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

旭川厚生年金 事案330

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月1日から12年4月29日まで

申立期間において、取締役である自分の役員報酬は月額44万円程度であった。当時、社会保険料の滞納は無かったので、社会保険事務所に相談したことはなく、自分も事業主である夫についても記録訂正の手続を行ったことはない。

社会保険事務所の行った訂正処理は適正なものではないので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人が取締役を務めていたA社は、平成12年4月29日に適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、同社が適用事業所ではなくなった後の同年5月2日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額(41万円)が、11年10月1日までさかのぼって30万円に訂正されていることが確認できる。

また、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人のほかに、申立人の夫(代表取締役)についても、平成12年5月2日付けで標準報酬月額の減額訂正が行われているが、当該二人に係る標準報酬月額の訂正処理により減額された社会保険料は、A社が適用事業所ではなくなる当時において納付すべき保険料額の約1か月分に相当するものと考えられるところ、申立人及び申立人の夫(代表取締役)は「社会保険料は、最後までB信用金庫の預金口座から引き落とされていたので、滞納は一切無かった。」と主張している。

しかしながら、B信用金庫提出の要求性取引明細一覧表によれば、同社が適用事業所ではなくなる日の前の月(平成12年3月)の社会保険料が口座から引き落とされた記録は見当たらない上、元従業員は、「平成12年4月ごろの給与

は一部しか支払われなかった。」と証言していることを踏まえると、当時滞納があったことがうかがえ、当該訂正処理は、未納となった社会保険料の整理のために行われたものと推認される。また、代表取締役である夫及び元従業員の証言から、申立人は、社会保険関係の届出及び社会保険料の納付を行っていたと考えられることから、同社の社会保険事務の担当取締役として、一定の権限を有し、当該訂正に係る届出について関与していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、社会保険事務の担当取締役として、当該標準報酬月額の特減処理が有効でないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

旭川厚生年金 事案331

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年7月1日から15年11月18日まで

自分はA社の代表者として、書類提出の際は決裁する立場にあったが、厚生年金保険の標準報酬月額を遡及^{そきゅう}して減額する旨の届出をしたことも、決裁した記憶も無い。

平成14年当時は業績も好調であり社会保険料の滞納は無かったことから、標準報酬月額を下げるということは考えられないし、15年に社会保険料の還付を受けた記憶も一切無いので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成15年11月18日に適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、同社が適用事業所ではなくなった後の同年12月8日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額(62万円)が、14年7月1日までさかのぼって9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

一方、社会保険庁の管理するオンライン記録(保険料収納状況照会回答票)によれば、同社の平成15年9月及び同年10月の社会保険料が納付期限(平成15年9月の社会保険料については同年10月31日、同年10月の社会保険料については同年12月1日)までに収納されていないことが確認できる上、社会保険事務所が保管する滞納処分票によれば、同社は、同年11月10日に1回目の不渡りを出し、同年11月26日に社会保険事務所が申立人に連絡して対応を求めている旨の記載が確認できる。

また、当該訂正処理により減額された社会保険料額が、未納となっている平成15年9月及び同年10月の社会保険料を合算した額を超過していたと考えられるところ、社会保険事務所が保管している「過誤納額調査決定決議書並びに

過誤納額処理伺」によれば、この超過して納付された保険料を16年3月12日付けで還付する決議を行ったことが確認できる上、同社に係る預金取引明細表によれば、同年3月30日に口座に振り込まれた当該還付金が、同日付けで紋別税務署に差し押さえられていることが確認できることを踏まえれば、代表取締役である申立人は、社会保険料の滞納状況を把握した上で、当該保険料のみならず、国税を納付することを目的として、自らの標準報酬月額の減額変更に係る届出を行ったものとするのが自然であり、当該届出に関与していたものとして認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の減額処理が有効でないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

旭川厚生年金 事案332

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月10日から40年7月1日まで
学校卒業後、集団就職で上京し、昭和39年4月にAデパートにあるB社が運営する青果売り場で勤務し始めてから、1年4か月間勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録が同年5月10日までとなっていることに納得できないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、B社において、昭和39年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した後、同年5月10日に同被保険者資格を喪失した記録となっているところ、申立人は、同日以降、40年6月末まで同社に勤務していたと主張している。

しかしながら、申立人と一緒に集団就職で入社した元従業員は、「申立人は2、3か月で退職した記憶がある。東京オリンピックが昭和39年10月10日から開催されたが、そのころに申立人の姿を売り場で見た記憶は無い。」と証言している上、このほか、申立期間において厚生年金保険の加入記録のある複数の元従業員からも、申立人が申立期間に勤務していたことをうかがわせる証言は得られなかった。

また、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、B社は平成12年7月23日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の代表取締役は既に死亡しており、このほか、申立人の退職日を確認できる関連資料等は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案333

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 1 日から 8 年 9 月 1 日まで
申立期間は、A社に勤務し、月額 50 万円の報酬を受け取っていたが、社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額が 9 万 2,000 円となっているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 8 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、当該事業所が適用事業所ではなくなった後の同年 11 月 7 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額（20 万円）が、6 年 10 月 1 日までさかのぼって 9 万 2,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は当該事業所の代表取締役であり、「届出等については社会保険事務所と相談して行っていた。社会保険関係の手続きは、自分自身のみが行っていた。」と述べている。また、連絡の取れた元従業員は、「資金不足で数社に支払いが遅れていた。」、「倒産後のことはわからないが、社会保険料の滞納は 3 か月くらいあったと記憶している。」と証言しており、当該事業所における社会保険料の滞納状況がうかがえるところ、当該訂正処理により減額された保険料の額は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日の直前の 2 か月（平成 8 年 7 月及び同年 8 月）の保険料におおむね一致することを踏まえれば、当該訂正処理は、滞納した保険料の整理のために行われたものと考えられ、当該訂正処理に係る届出に関与していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任

を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 8 月 17 日から 17 年 3 月 25 日まで
A社に運転手として勤務していた。申立期間の前後の年度の同社での厚生年金保険の加入記録は存在するが、申立期間の加入記録が無く納得できない。
厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録(平成 16 年 8 月 17 日取得～17 年 3 月 31 日離職)から、申立人が、当該加入期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B厚生年金基金が保管する厚生年金基金加入員台帳及びA社に係る事業所名簿には、申立人が申立期間において同基金の加入員であった記録は見当たらないところ、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人は、平成 16 年 4 月 11 日(取得)から 17 年 6 月 1 日(喪失)までの期間において健康保険に任意継続加入している記録となっている。

また、A社は、「健康保険の任意継続加入の手続を会社で行いました。保険料の半額を会社が支払いました。」と回答しているところ、C市提出の、平成 16 年及び 17 年の所得に係る「給与支払報告書」に記載されている「社会保険料等の金額」の合計額は、申立人が、16 年 4 月 11 日(取得)から 17 年 6 月 1 日(喪失)までの期間において健康保険に任意継続加入し当該保険料の半額を自らが負担した場合の健康保険料、並びに厚生年金(基金)保険料(平成 16 年 1 月から同年 3 月まで、17 年 6 月から同年 12 月まで、並びに同年 8 月及び同年 12 月賞与に係る保険料)及び雇用保険料(平成 16 年 1 月から同年 3 月まで、同年 8 月から 17 年 3 月まで、同年 6 月から同年 12 月まで、並びに同年 8 月及び同年 12 月賞与に係る保険料)の額におおむね一致している。

さらに、雇用保険の加入記録から、申立期間において勤務していたものと考えられる同僚のうち一人についても、申立人と同様に、健康保険に任意継続加入している記録となっていることが確認できる。

なお、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人は、平成16年4月11日（取得）から17年6月1日（喪失）において国民年金に加入し、申立期間（平成16年8月から17年2月まで）における国民年金保険料については、16年7月14日付けで申請免除の届出を行った後に、20年10月2日付け、及び21年3月25日付けで追納した記録となっている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案335

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月ごろから40年12月ごろまで
② 昭和41年2月27日から43年2月末ごろまで

申立期間①については、A社の下請けで、B町にあった「C社」に勤務し、D町の現場で鉄道の隧道修復工事に従事していた。

申立期間②については、E町にあったF社に、昭和41年1月から43年2月末ころまで、夏は造林作業員、冬は炭鉱の坑内員として勤務していたのに、厚生年金保険被保険者資格が41年2月27日に喪失した記録となっている。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる給与明細書等の資料は無いが、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所が保管する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録によれば、「C社」、及び「C社」に類似の名称の事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない上、申立てに係る事業所の所在地を管轄する法務局においても、該当する商業登記簿謄本は見当たらなかった。

また、申立人は、C社では、D町の現場で鉄道の隧道修復工事に従事していたと主張しているが、G社では、「昭和36年11月から42年9月まで隧道工事を行っていたことは確認できたが、発注先までは確認できない。」と回答している上、申立人が元請けと記憶しているA社も、「隧道工事の受注の有無、及び申立期間当時の下請け業者の名称は、記録が残っておらず確認できない。」と回答しており、このほか、B町、H森林組合及びI建設業協会からも、申立てに係る事業所の存在を確認できるような証言等は得られなかった。

さらに、申立人は、一緒に勤務していたとする同僚の名字しか記憶していな

いため、当該同僚を特定することができず、申立てに関する証言等を得ることができない。

なお、社会保険事務所の保管する申立人に係る国民年金被保険者台帳によれば、申立人は申立期間に係る国民年金保険料を昭和50年12月に特例納付していることが確認できる。

申立期間②について、申立人は、E町にあったF社に継続して勤務していたと主張しているが、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録によれば、申立人は、昭和41年5月1日（取得）から同年10月31日（離職）までの期間はJ公共職業安定所管内の事業所において、42年1月5日（取得）から同年4月3日（離職）までの期間はK公共職業安定所管内の事業所において、及び同年4月12日（取得）から同年11月6日（離職）まではJ公共職業安定所管内の事業所において、事業所名称は不明であるものの、雇用保険の被保険者となっていることが確認できることから、申立人が、申立期間において、L公共職業安定所管内に存在するF社に勤務していた事情はうかがえない。

また、申立人が一緒に勤務していた同僚（故人）として記憶している者については、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立期間における厚生年金保険の加入記録は見当たらなかった。

さらに、F社は昭和55年4月7日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡している上、申立期間にF社において厚生年金保険の加入記録が確認できる者からは、申立人を記憶している旨の証言は得られず、このほか、申立人の申立期間に係る勤務の事実、及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料等を得ることはできなかった。

なお、社会保険事務所の保管する申立人に係る国民年金被保険者台帳によれば、申立人は申立期間に係る国民年金保険料を、特例納付又は現年度納付していることが確認できる。

このほか、申立人のすべての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。